

I 重要な会計方針

当事業年度より、「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」（独立行政法人会計基準研究会 財政制度等審議会 財政制度分科会 法制・公会計部会 平成 22 年 10 月 25 日改訂）」及び「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」に関する Q & A」（総務省行政管理局 財務省主計局 日本公認会計士協会 平成 22 年 11 月最終改訂）を適用しております。

1. 運営費交付金収益の計上基準

費用進行基準を採用しております。

当法人の業務運営が中期計画、年度計画等で一定の業務と運営費交付金の対応が明らかにされている業務達成基準、また、中期計画・年度計画等で業務の実施と運営費交付金財源が期間的に対応している期間進行基準のいずれにも当てはまらないためであります。

2. 減価償却の会計処理方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物	2 年～50 年
構築物	2 年～60 年
機械装置	2 年～17 年
医療用器械備品	2 年～ 8 年
工具器具備品	2 年～15 年

また、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第 87）及び資産除去債務に対応する特定の除去費用等（独立行政法人会計基準第 91）に係る減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

3. 賞与に係る引当金及び見積額の計上基準

職員の賞与については運営費交付金により財源措置がなされるため、賞与に係る引当金は計上しておりません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外賞与増加見積額は、会計基準第 88 に基づき計算された賞与に係る毎事業年度の増加額を計上しております。

4. 退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

職員の退職手当については運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計

上しておりません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、会計基準第 89 に基づき計算された退職給付債務に係る毎事業年度の増加額を計上しております。

5. 災害損失引当金の計上基準

東日本大震災による設備損傷等に伴い、翌事業年度以降に見込まれる設備復旧費用等の発生に備えるため、当該損失見込額を見積り計上しております。

6. たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品	先入先出法による低価法
未成受託研究支出金	個別法による低価法

7. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

8. 行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

(1) 国又は地方公共団体財産の無償又は減額された使用料による賃借取引の機会費用の計算方法

受託研究の予算で取得し、国へ返還した固定資産のうち、無償使用することを国から承認された固定資産の機会費用は、無償使用承認時の残存価額を新たな取得原価とみなし、法令による中古資産耐用年数の簡便法により算出した年数で償却した金額を計上しております。

(2) 政府出資等の機会費用の計算に使用した利率

10 年利付国債の平成 23 年 3 月末利回りを参考に 1.255% で計算しております。

9. リース取引の処理方法

リース料総額が 3,000 千円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

リース料総額が 3,000 千円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

10. 消費税等の処理方法

消費税等の処理方法は、税込方式によっております。

11. 重要な会計方針の変更

(資産除去債務に係る会計処理)

当事業年度より、「独立行政法人会計基準の改訂について」(平成 22 年 3 月 30 日 独立行政法

人会計基準研究会 財政制度等審議会 財政制度分科会 法制・公会計部会)」に基づき、「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」(平成 22 年 3 月 30 日改訂)、「独立行政法人会計基準」第 80 の規定を除く)を適用し、資産除去債務を計上しております。

なお、これによる損益に与える影響はありません。

II 注記事項

〔貸借対照表関係〕

1. 運営費交付金から充当されるべき退職手当の見積額

2,336,241 千円

2. 運営費交付金から充当されるべき賞与の見積額

242,296 千円

〔損益計算書関係〕

1. ファイナンス・リース取引が損益に与える影響額は、7,264 千円であります。当該取引を控除した経常利益は 143,508 千円、当期純損失は 104,899 千円、当期総損失は 95,708 千円であります。

2. 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

建物	693 千円
医療用器械備品	493 千円
車両運搬具	406 千円
工具器具備品	25,396 千円
計	26,988 千円

3. 固定資産撤去損の内容は、次のとおりであります。

那珂湊支所廃止に関する設備撤去工事に伴うもの	61,131 千円
那珂湊支所廃止に関する委託業務に伴うもの	95,520 千円

4. 土地売却返還額の内容は、次のとおりであります。

独立行政法人通則法の一部を改正する法律 (平成 22 年法律第 37 号) 附則 3 条に基づく国庫納付	229,174 千円
---	------------

[キャッシュ・フロー計算書関係]

1. 資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金	3,957,935 千円
定期預金	△1,995,508 千円
資金残高	1,962,427 千円

2. 重要な非資金取引

現物寄附の受入による資産の取得	52,784 千円
資産除去債務による資産の増加	415,733 千円

[減損会計関係]

1. 減損の兆候が認められた固定資産

固定資産のうち減損の兆候が認められた事象はありません。

2. 減損を認識した固定資産の概要は、以下のとおりであります。

(単位:千円)

NO	場所	用途	種類	帳簿価額	減損の認識に至った経緯	当期損益内	当期損益外	一体として「ヒズ」を提供するものと認めた理由	回収可能「ヒズ」価額について
1	那珂湊(支所)	研究用	建物	35	固定資産除却に際し、研究所自らが使用しないという決定を行った	-	35	一体となり機能しているため	使用価値相当額による。減価償却後再調達価額の算出が困難なため、帳簿価額に使用しないという決定を行った部分以外の部分の割合を乗じて算出した(0円)
2	那珂湊(支所)	研究用	建物	28	固定資産除却に際し、研究所自らが使用しないという決定を行った	-	28	一体となり機能しているため	使用価値相当額による。減価償却後再調達価額の算出が困難なため、帳簿価額に使用しないという決定を行った部分以外の部分の割合を乗じて算出した(0円)
3	那珂湊(支所)	研究用	建物	168	固定資産除却に際し、研究所自らが使用しないという決定を行った	-	168	一体となり機能しているため	使用価値相当額による。減価償却後再調達価額の算出が困難なため、帳簿価額に使用しないという決定を行った部分以外の部分の割合を乗じて算出した(0円)
4	那珂湊(支所)	研究用	建物	3,780	固定資産除却に際し、研究所自らが使用しないという決定を行った	-	3,780	一体となり機能しているため	使用価値相当額による。減価償却後再調達価額の算出が困難なため、帳簿価額に使用しないという決定を行った部分以外の部分の割合を乗じて算出した(0円)
5	那珂湊(支所)	研究用	建物	289	固定資産除却に際し、研究所自らが使用しないという決定を行った	-	289	一体となり機能しているため	使用価値相当額による。減価償却後再調達価額の算出が困難なため、帳簿価額に使用しないという決定を行った部分以外の部分の割合を乗じて算出した(0円)
6	那珂湊(支所)	研究用	建物	391	固定資産除却に際し、研究所自らが使用しないという決定を行った	-	391	一体となり機能しているため	使用価値相当額による。減価償却後再調達価額の算出が困難なため、帳簿価額に使用しないという決定を行った部分以外の部分の割合を乗じて算出した(0円)
7	那珂湊(支所)	研究用	建物	555	固定資産除却に際し、研究所自らが使用しないという決定を行った	-	555	一体となり機能しているため	使用価値相当額による。減価償却後再調達価額の算出が困難なため、帳簿価額に使用しないという決定を行った部分以外の部分の割合を乗じて算出した(0円)
8	那珂湊(支所)	研究用	建物	93	固定資産除却に際し、研究所自らが使用しないという決定を行った	-	93	一体となり機能しているため	使用価値相当額による。減価償却後再調達価額の算出が困難なため、帳簿価額に使用しないという決定を行った部分以外の部分の割合を乗じて算出した(0円)

(注) 減損を認識した固定資産は全て前年度に減損の兆候を認識したものであります。

[金融商品関係]

1. 金融商品の状況に関する事項

当法人は、資金運用については1年未満で決済される短期的な預金及び1年以上で決済される長期性預金に限定しております。未収債権等に係る顧客の信用リスクは、債権管理規程等に沿ってリスク低減を図っております。

また、借入金はありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	3,957,935	3,957,935	—
(2) 売掛金	248,338	248,338	—
(3) 買掛金	(1,250,792)	(1,250,792)	(—)
(4) 未払金	(1,415,167)	(1,415,167)	(—)
(5) 前受金	(129,720)	(129,720)	(—)

(注1) 負債に計上されているものは、() で示しております。

(注2) 売掛金は貸倒引当金を控除している金額を記載しております。

(注3) なお、貸借対照表に計上されているリース債務は、企業会計基準適用指針第19号金融商品の時価等の開示に関する適用指針(平成20年3月10日 企業会計基準委員会)第24項ただし書きにより、金融商品会計基準等の適用にあたり重要性が乏しいと認め、時価の注記を省略しております。

(注4) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 買掛金、(4) 未払金、(5) 前受金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

[資産除去債務関係]

当事業年度末(平成23年3月31日)

1. 当該資産除去債務の概要

当法人は、法人所有の建物等の解体時における「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」等に基づく除去費用につき資産除去債務を計上しております。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

負債計上した資産除去債務の金額の算定にあたっては、使用見込期間を2年~44年と見積り、割引率は0.167%~2.303%を使用しております。

3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

(単位：千円)

期首残高	2,936,413
有形固定資産の取得に伴う増加額	52,204
有形固定資産の除却に伴う減少額	96,788
時の経過による調整額	14,227
期末残高	2,906,057

III 重要な債務負担行為

契約締結後、翌年度以降に履行となる重要な債務負担行為の額は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

件名	契約金額	23年度以降 支払予定額
小動物用高磁場水平型磁気共鳴画像装置	201,495	201,495

IV 不要財産に係る国庫納付等

不要財産に係る国庫納付等を行ったものは、以下のとおりであります。

資産の概要	土地 1,988.45 m ²
帳簿価格	138,688 千円
不要財産となった理由	千葉県都市計画道路幕張町弁天町線の道路整備事業に伴い、千葉県より譲渡の要望があったため。
国庫納付等の方法	金銭による
譲渡収入による現金納付等を行った資産に係る譲渡収入の額	367,863 千円
国庫納付等に当たり譲渡収入より控除した費用の額	なし
国庫納付等の額	367,863 千円
国庫納付等が行われた年月日	平成23年3月25日
減資額	138,688 千円

IV 重要な後発事象

該当事項はありません。

V その他独立行政法人の状況を適切に開示するために必要な会計情報

該当事項はありません。